事例から見る廃棄物の分別
～立入調査を通じて～

立入調査について

- 京都市では，「事業用大規模建築物」の所有者や管理会社等に対して，廃棄物の保管場所での分別状況や，保管状態の確認と適正処理を指導するために，立入調査を実施しています。

- １０００㎡以上の建築物（市内約２２００件）を２年間で全て調査

事業用大規模建築物減量計画書提出事業所の立ち入り調査数の推移

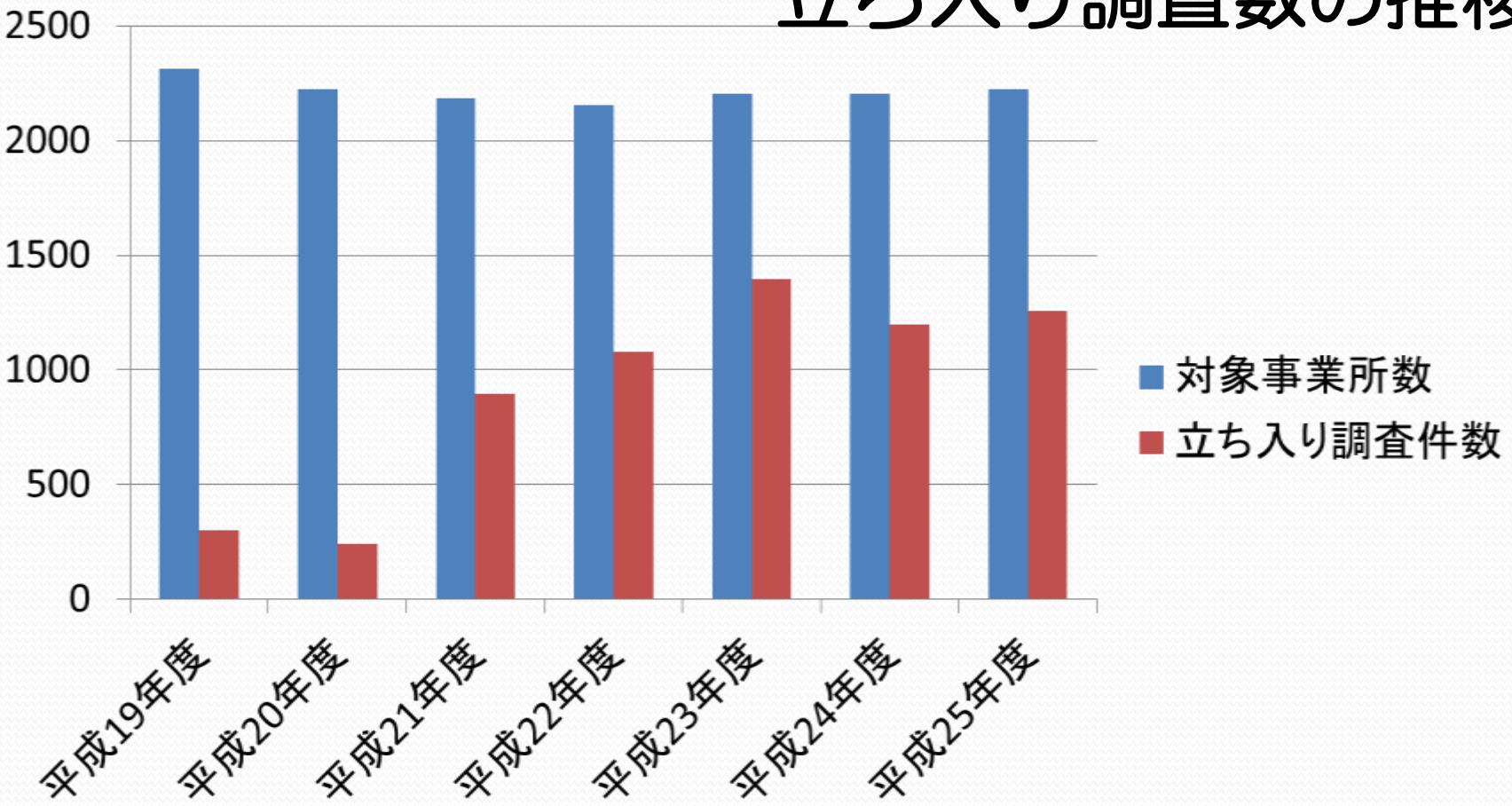

- 立入調査を通じて，気を付けていただきたい点などをお話しします。

廃棄物の定義と分類

廃棄物とは，占有者が自分で利用したり，
他人に有償で売却 したりできないために，
不要となった固形状，又は液状のものをいいます。

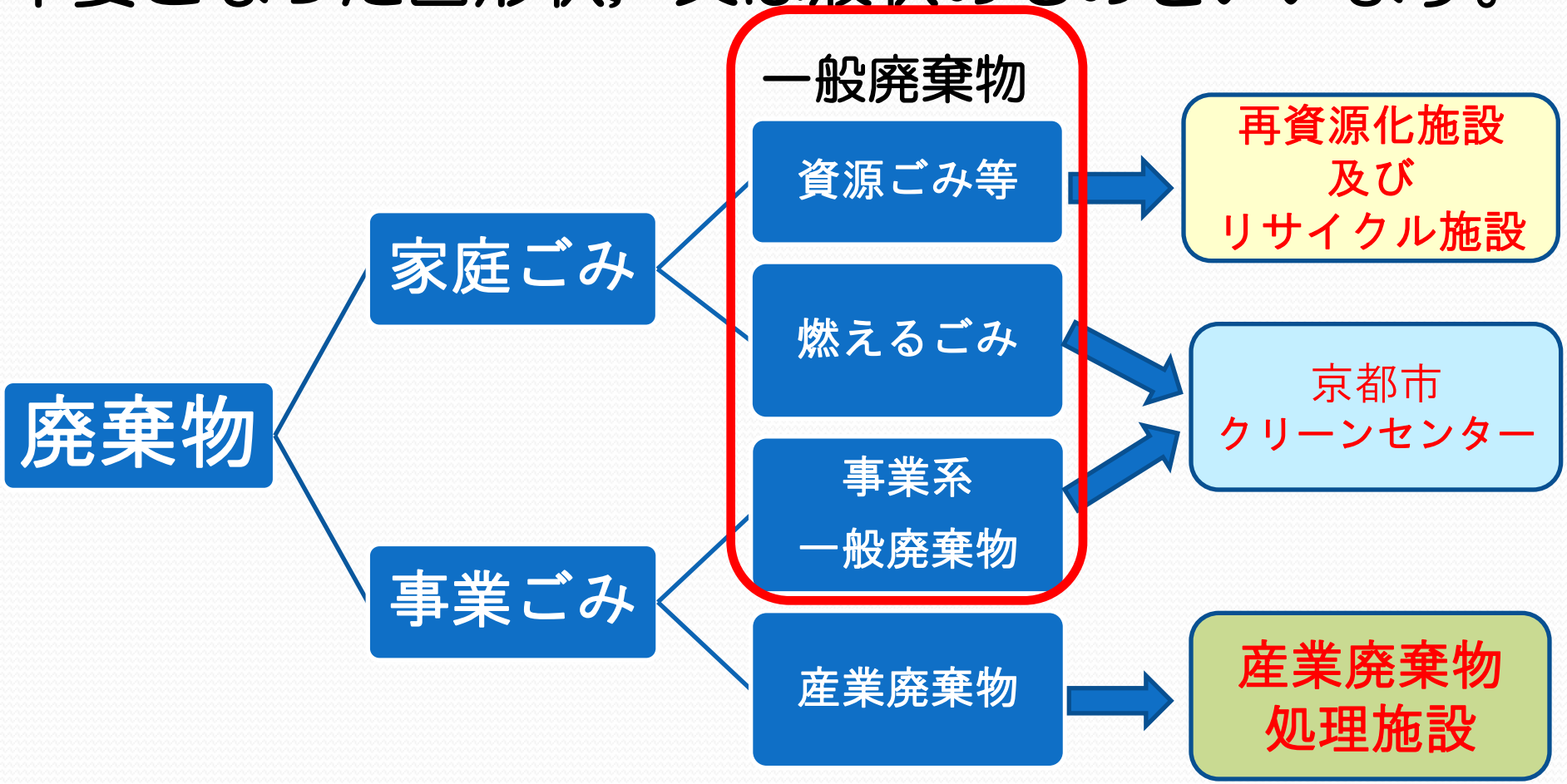

産業廃棄物とは

① 燃え殻
② 汚泥
③ 廃油
④ 廃酸
⑤ 廃アルカリ
⑥ 廃プラスチック
⑦ ゴムくず
⑧ 金属くず
⑨ ガラスくず
コンクリートくず
及び陶磁器くず

⑩ 鉱さい
⑪ がれき類
⑫ ばいじん
⑬ ★紙くず
⑭ ★木くず
⑮ ★繊維くず
⑯ ★動植物性残渣
⑰ ★動物系固形不要物
⑱ ★動物のふん尿
⑲ ★動物の死体
⑳ 政令第13号廃棄物

こんな物も産業廃棄物

１，コンビニで購入した弁当容器

２，文房具類（クリアファイルやボールペン等）

３，梱包材（プチプチ・PPバンド・荷造りひも等）

４，レジ袋・お菓子の袋等

家庭ごみとの分類の違いの例

家庭系	廃棄物	事業系
燃えるごみ 古紙回収	紙　　類	事業系一般廃棄物 古紙回収
燃えるごみ	タバコの吸い殻や 産業廃棄物以外の品目	一般廃棄物
燃えるごみ	汚れたお弁当容器 （プラスチック製） ＰＰバンド	産業廃棄物
容器包装 プラスチック	発泡スチロール プチプチ	産業廃棄物
資源ごみ回収	空き缶・びん・ ペットボトル	産業廃棄物

クリーンセンターでの展開調査

空き缶・びん

お弁当容器

点滴パック

持ち込まれている廃棄物の状況

事業所では分別されていた？

クリーンセンターでの指導対象品目

不適正排出について

不適正排出が判明した場合排出した事業者には，分別の徹底を指導します。
また，運搬した業者にも発見時持ち帰りを指導し，ペナルティが課せられます。

廃棄物処理法の不法投棄は，最高で5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金（法人にあっては，3億円以下の罰金）又はその併科に処せられます（第25条，第32条）

法令順守

自ら排出する廃棄物への意識改革を！

回収された廃棄物がどうなるか考えた事ありますか？！

もったいないと思ったことありませんか？！

排出者責任が・・・

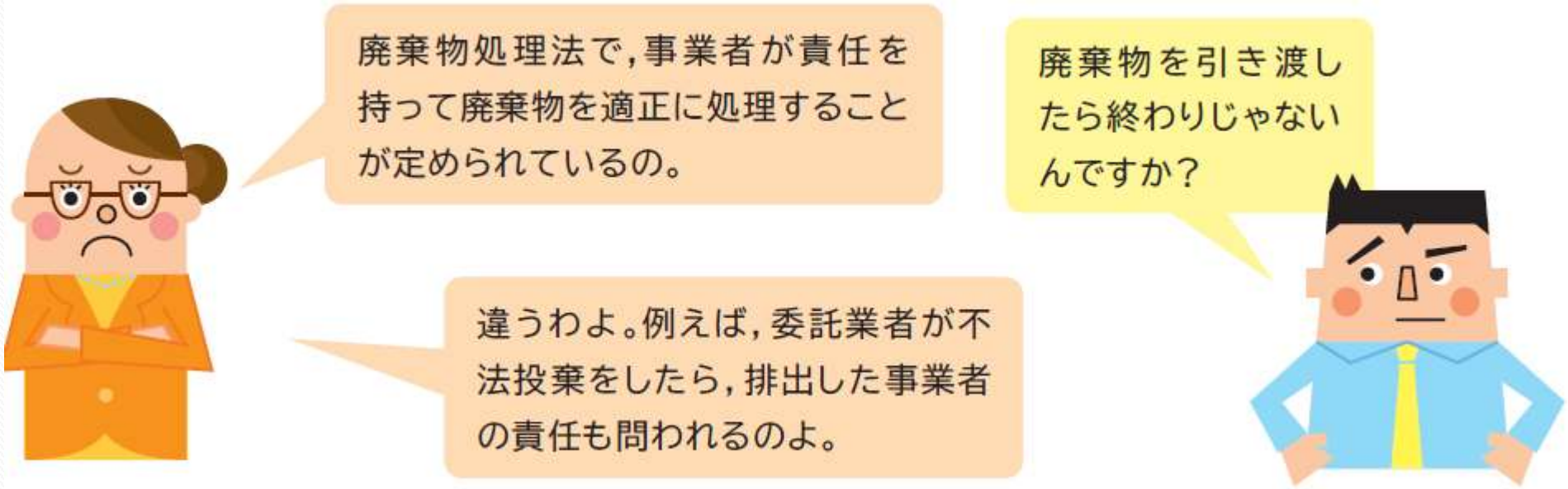

保管場所例　１

発泡スチロール！

ＰＰバンド！

燃えるごみ置き場？？
分別は？

プラスチック袋！

保管場所例　２

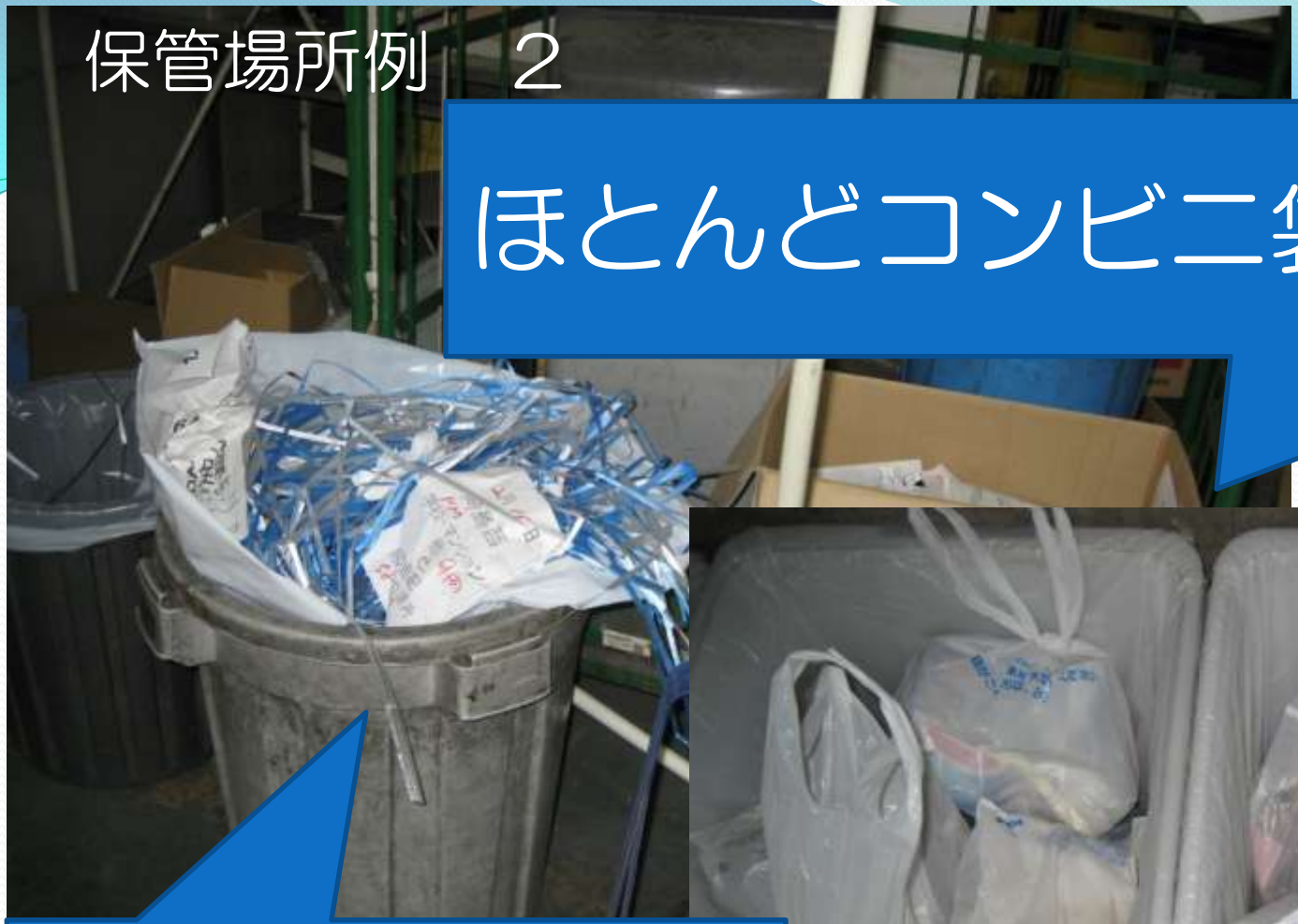

ほとんどコンビニ袋では！？

ビニールひも！

保管場所例　３

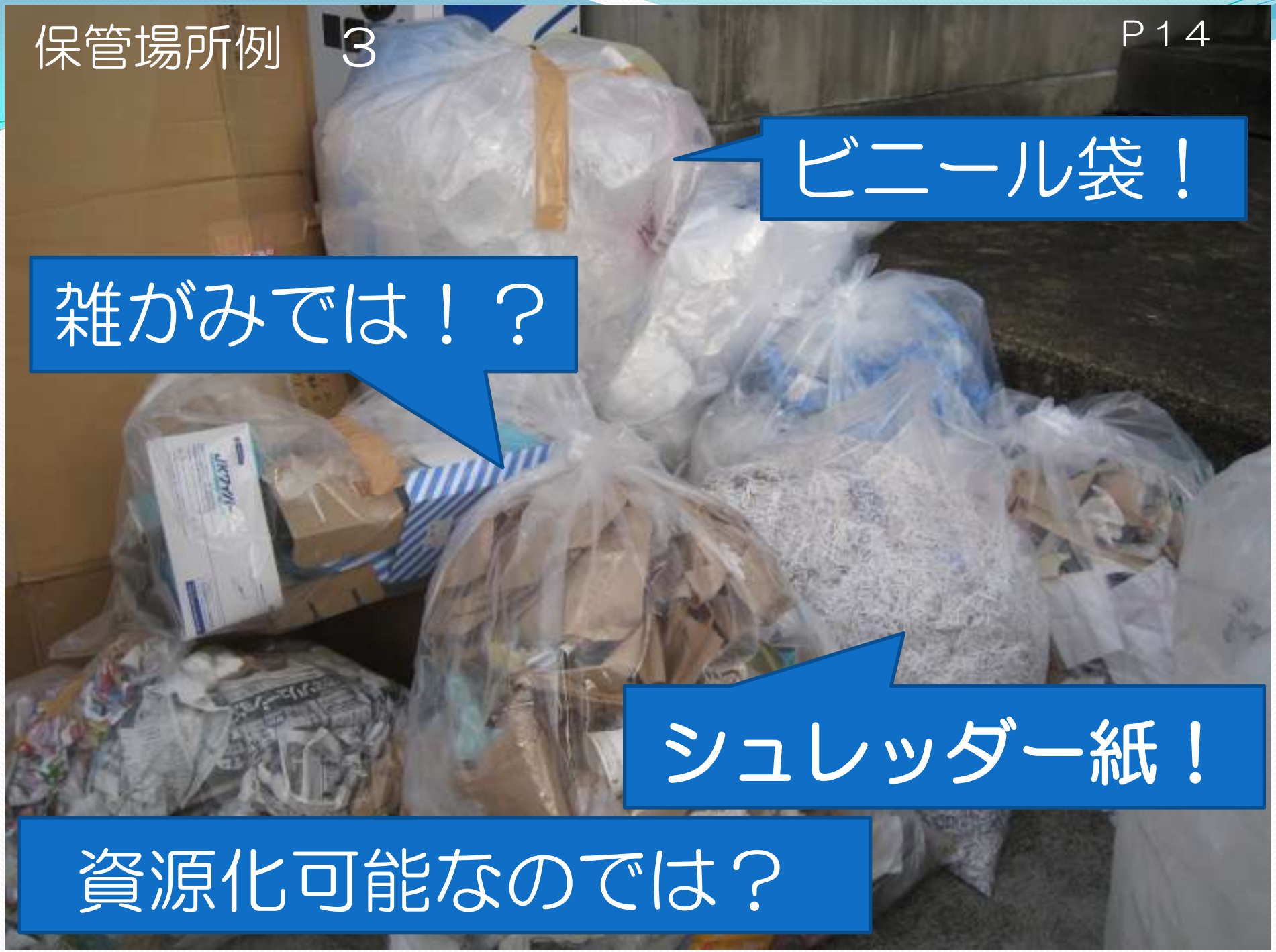

保管場所例　４

プラスチック製
梱包材！

発泡スチロール！

空き缶！

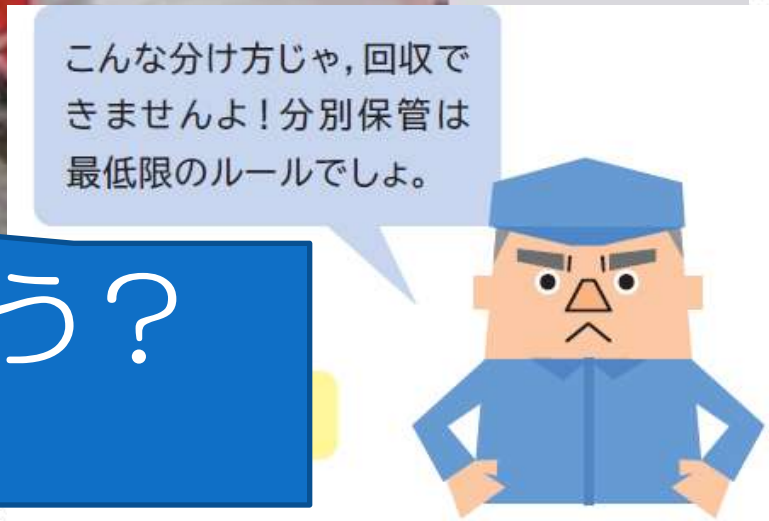

誰が分別するのでしょう？
排出者責任は？

事業系廃棄物を家庭ごみとして処理することは法律違反です

事業系廃棄物を家庭ごみの収集場所に出すことは,廃棄物処理法に違反する行為です。違反すると廃棄物処理法第25条により以下の罰則を科せられます。

- 5年以下の懲役
- 1,000万円以下(法人は3億円以下)の罰金

★事業者の責務

事業者は全ての廃棄物について，廃棄物処理法に基づき適正に処理する必要があります。

①自ら処理するか，処理委託を

事業活動に伴って生じた廃棄物を自ら処理するか，許可を受けた処理業者に委託して処理（収集・運搬，処分）しなければなりません。

②製造・販売・購入の際には工夫を

リデュース（Ｒｅｄｕｃｅ・発生抑制）

③排出される廃棄物の再生利用と減量を

リユース（Ｒｅｕｓｅ・再使用）リサイクル（Ｒｅｃｙｃｌｅ・再生利用）

④国や自治体の施策に協力を

現状把握

産業廃棄物と一般廃棄物の分別

↓

廃棄物の種類に応じた適切な保管と処理

「分ければ資源・混ぜればごみ」

↓

焼却量の削減

資源化できる紙類は古紙回収に出す等

ハイムーン工房のホームページより

分別区分場所の確保・表示１

分別区分場所の確保・表示２

分別区分場所の確保と表示３

産業廃棄物保管場所掲示板の例

60cm以上

60cm以上

産業廃棄物保管場所	
廃棄物の種類	廃プラスチック 廃蛍光灯
管理者氏名	(株)○○ 総務課○○○
管理者連絡先	075-000-0000
注意事項	関係者以外立入禁止

法的必需品！

産業廃棄物保管場所		
廃棄物の種類		
数量（種類及び区分ごとの保管の場合）		
管理者	氏名（又は名称）	
	連絡先	
保管の高さ（屋外で容器を用いずに保管の場合）		

保管・集積場所の条件

① 一時保管（分別）場所

廃棄物が排出される場所ごとに，事務所内や廊下、工場内など一時保管場所で分別保管します。

② 集積場所

（品目によって条件は違います）

1．分別したものを種類毎に一定期間保管できる
2．風で飛散・流出しない
3．車が横付けできる
4．作業スペースがある

などの条件が整えば理想的です。

③ 保管・集積場所の節約

各部署やフロアで保管し，回収日に一斉に持ち出すように工夫すれば，大きな集積場がなくても一定量確保できます。

ハイムーン工房のホームページより

ありがとうございました。